

令和8年6月2日

保護者及び生徒の皆さま

警報発令時の措置について（追加）

大阪府立日根野高等学校

この度、令和8年5月28日に気象庁の防災気象情報において、自治体が避難指示を出す目安となる「危険警報（レベル4）」が新設されました。それを受けまして、この度の台風襲来に伴う警報発令時の措置についてお知らせします。

1. 泉州地域のいずれかの市町村に暴風警報または特別警報、レベル4以上の大雨に関する警報（危険警報または特別警報）が発表されたとき、以下の措置をとってください。

①午前7時までに上記の警報が解除になった及び阪和線が運行している場合

⇒平常どおり授業を行う

②午前7時を過ぎてから10時までの間に解除になった及び阪和線が運行している場合

⇒速やかに学校に登校してください。以下に例を挙げます。

(1) 7時から7時10分までに解除

⇒9時35分 SHR 9時45分（2限）開始 ※要昼食

(2) 7時10分から8時までに解除

⇒10時35分 SHR 10時45分（3限）開始 ※要昼食

(3) 8時から9時までに解除

⇒11時35分 SHR 11時45分（4限）開始 ※要昼食

(4) 9時から10時までに解除

⇒12時10分 SHR 12時20分（4限）開始 ※昼食不要

※(1)～(4)のいずれの場合も食堂の営業はなし

※抜けた授業については、6月30日(火)に補充予定

③午前10時になっても解除されていないまたは阪和線が運行していない場合

⇒臨時休校とする

2. 自宅や通学経路にレベル4以上の大雨以外に関する警報（危険警報または特別警報）が発表されているときや自宅周辺が登校困難な状況であるときは、

無理して登校せずに、学校に連絡のうえ自宅待機してください。

万が一登校する際には、くれぐれも強風等周辺に十分注意してください。